

たのしみ未来

学資積立プラン

5年ごと利差配当付生存保障重視型個人年金保険(14) I型

主な特徴

特徴
1

商品設計の自在性・受取額は円建てで確定・告知や医師の診査不要

・基本年金額と年金原資はご契約時に円建てで確定します。

特徴
2

年金原資・年金受取総額を大きくするしくみ

・保険料払込期間中の死亡保障を既払込保険料相当額に抑えることで、保険料払込期間満了以後の年金原資などが大きくなるしくみとしています。
・保険料払込期間満了後に据置期間を設定することで、年金原資などがより大きくなります。
・お払い込みいただく保険料に応じて、たのしみランク(保険料割引制度)が適用されます。

⚠️ 解約返戻金については裏面をご覧ください。

特徴
3

第1回年金額が倍額

・第1回の年金額を基本年金額の倍額(*)としています。
・年金支払開始時に年金受取にかえて年金原資を一時金でもお受け取りいただけます。
(*)ご契約時にお選びいただける年金種類は5年確定年金(第1回年金倍額型)となります。

⚠️ 年金原資を一時金で受け取った場合、年金は受け取れません。

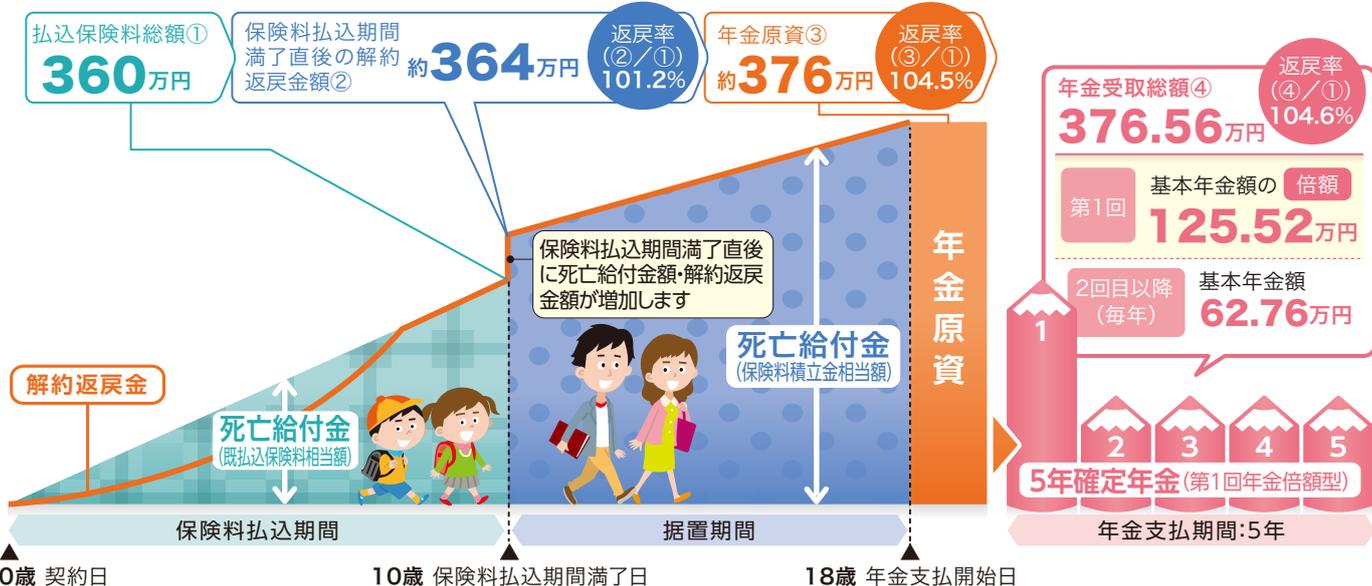
しくみ図 (イメージ)

5年ごと利差配当付生存保障重視型個人年金保険(14) I型

ご契約例 (2022年4月現在)

- 契約年齢: 0歳(男の子)
- 保険料払込期間: 10年
- 据置期間: 8年
- 年金種類: 5年確定年金(第1回年金倍額型)
- 保険料払込経路: 口座振替扱い
- 保険料払込方法: 月払い
- 月払保険料: 30,000円

※たのしみランク3.0万が適用されています。たのしみランクについて、詳細は「契約概要/注意喚起情報 兼 商品パンフレット」をご確認ください。
※解約返戻金額、年金原資は万円未満を切り捨てて表示しています。記載の数値は保険料払込期間満了時までの保険料がすべて払い込まれていることを前提としています。



主なお取扱い

契約年齢範囲 (*1) (*2)	0歳～8歳(被保険者の満年齢)	保険料払込経路	口座振替扱い・クレジットカード扱い(月払いのみ)
保険料払込期間 (*2)	10年～18年	取扱単位	保険料建て:千円単位・年金建て:万円単位
保険料払込期間満了年齢	10歳～18歳	最低年金額	基本年金額20万円以上
据置期間	0年～8年	最高年金原資(*3)	15億円
年金支払開始年齢	10歳～18歳	配当	5年ごと利差配当
保険料払込方法(回数)	月払い・年2回払い・年1回払い	(*1)契約年齢は契約日時時点の被保険者の満年齢で計算します。(*2)金利情勢によっては、お取り扱いできない年齢、保険料払込期間があります。(*3)同一の被保険者がすでに住友生命の商品に加入済の場合は、記載の金額までご加入いただけないことがあります。	

⚠️ この資料は、保険商品の概要を説明した「商品概要書」です。ご検討にあたっては、「契約概要/注意喚起情報 兼 商品パンフレット」「ご契約のしおりー定款・約款」「ご提案内容説明書(設計書)」を必ずご確認ください。詳細はみずほ銀行までお気軽にご相談ください。

商品の概要

		お支払理由・金額	受取人
年金支払開始前	死亡給付金 ^(※1)	〈保険料払込期間中〉 被保険者が死亡されたとき、既払込保険料相当額をお支払いします。 〈据置期間中〉 被保険者が死亡されたとき、将来の年金支払のために積み立てた金額(保険料積立金相当額)をお支払いします。	死亡給付金受取人
	年金	年金支払開始日に被保険者が生存されている場合に年金をお受け取りいただけます。	年金受取人
年金支払開始後	年金	年金支払開始日に被保険者が生存されている場合に年金をお受け取りいただけます。	年金受取人

(※1)死亡給付金をお支払いした場合、ご契約は消滅します。

- 被保険者が高度障害状態・障害状態になられたときの保険金のお支払いや、保険料払込免除のお取扱いはありません。
- 契約者が死亡されたとき、および高度障害状態・障害状態になられたときの保険金のお支払いや保険料払込免除のお取扱いはありません(契約者が死亡されたとき、ご契約を継続いただくためには新たに契約者を設定いただき、以後の保険料のお払込みをしていただく必要があります)。
- 死亡給付金などのお支払いについて、受取人の故意によるものや、責任開始日または復活日から起算して3年以内の自殺によるもの等、お支払いできない場合があります。

ご家族登録サービス	契約者が問い合わせできなくなった場合に、あらかじめ登録したご家族が、ご契約に関する内容について照会できるサービスなどがあります。
保険契約者代理特約	契約者が、傷害または疾病により保険契約に関するお手続きをする意思表示ができないなどの場合、契約者に代わってあらかじめ指定した契約者代理人が、住友生命所定のお手続き ^(※2) を行うことができます。
被保険者代理特約	被保険者が受取人となる年金などについて、被保険者が傷害または疾病により請求する意思表示ができないなどの場合、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した被保険者代理人が年金などを請求することができます。
後継年金受取人指定特約	年金受取人が年金支払開始日以降に死亡したときに、あらかじめ指定した後継年金受取人が、以後の年金受取人となることができます。

(※2)一部対象外となるものがあります。

保険料払込期間中	死亡給付金(既払込保険料相当額)を限度とします。そのため、住友生命が将来の年金支払のために積み立てた金額(保険料積立金)が死亡給付金を上回った場合でも、解約返戻金は保険料積立金を下回ります。
据置期間中	保険料積立金相当額となります。

保障内容

付加できる主な特約等

解約返戻金

ご留意事項

- 本商品は住友生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金、投資信託、金融債とは異なります。したがって、預金保険機構の保護の対象ではありません(預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象となりません)。また、ご契約後一定期間は解約返戻金額が既払込保険料を下回ります。
- 生命保険は預貯金等とは異なり、お払い込みいただいた保険料の一部が給付金・保険金・年金等のお支払い、ご契約の締結や維持に必要な費用などにあてられます。これらの費用は、保険種類・契約年齢・性別・経過年数などによって異なるため一律の算出方法を記載することができません。

⚠ この商品は住友生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、元本保証はありません。

[募集代理店]

株式会社みずほ銀行

お問い合わせは店舗またはフリーダイヤルへ

0120-855-519

受付時間: 平日 9時00分～17時00分

(12月31日～1月3日、祝日・振替休日のご利用いただけません)

[引受保険会社]

 **住友生命保険相互会社**

本社 〒540-8512 大阪市中央区城見 1-4-35

電話 (06)6937-1435 (大代表)

〈ホームページ〉 <https://www.sumitomolife.co.jp>

住友生命

検索 